

医療費助成制度(福祉医療)ご存知ですか？

福祉医療は、県内医療機関で受診される場合、健康保険証と一緒に医療費受給者証を提示すると、保険診療の自己負担額が助成される制度です。(令和4年4月診療から「子ども医療」「障害者医療」の見直しがされました。)

この制度を受けるには、申請が必要ですので、下表の受給資格に該当すると思われる方は、お早めに手続きをしてください。

福祉医療の対象者および助成内容

区分	対象		助成内容	申請手続きに必要なもの	備考
	受給資格	所得等制限			
子ども医療	<ul style="list-style-type: none"> ①0歳～18歳の年度末まで ②平成30年8月～令和2年3月診療時に当時中学生 ③令和2年4月～令和4年3月診療時に中学校卒業から18歳の年度末 ②③に該当する方は申請により支給	なし	<ul style="list-style-type: none"> ①医療保険の自己負担額 ②③医療保険の自己負担額で通院は3分の2、入院は全額 	<ul style="list-style-type: none"> ①交付 お子さんの健康保険証 ②③支給申請領収書 振込先口座 健康保険証 	生活保護法など公的制度で医療費の助成をすでに受けている方は対象になりません。
障害者医療	<ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者手帳1～3級、4級の腎臓機能障害または4～6級の進行性筋萎縮症の方 ●療育手帳A・B判定の方 ●自閉症状群と診断された方 	なし	医療保険の自己負担額	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険証 ●身体障害者手帳 または療育手帳 ●自閉症状群については医師の診断書 	
	精神障害者保健福祉手帳1～3級の方(令和6年3月末までに、自立支援医療受給者証の取得)		医療保険の自己負担額	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険証 ●精神障害者保健福祉手帳 (●自立支援医療受給者証) 	
母子・父子家庭医療	<ul style="list-style-type: none"> ●自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちで優先される福祉医療に該当されない方 ●精神疾患の治療で入院されている方 	あり (児童扶養手当法施行令による所得制限基準額)	自立支援医療(精神通院)で指定する医療機関の自己負担額 精神疾患の治療にかかる入院費の自己負担額	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険証 ●自立支援医療受給者証(精神通院) ●精神疾患の治療で入院しているとわかる診断書 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●18歳以下の方を扶養している母子家庭の母または父子家庭の父 ●母子家庭の母または父子家庭の父に扶養されている18歳以下の方 ●父母のいない18歳以下の方(18歳以下の方とは、18歳到達後最初の年度末までの方) 		医療保険の自己負担額	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険証 ●戸籍謄本 ●令和3年1月2日以降に他市町村から転入の方は、前住所地で所得課税証明書 	
後期高齢者福祉医療	75歳(一定の障害がある方は65歳)以上で次に該当する方。 <ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者手帳1～3級、4級の腎臓機能障害または4～6級の進行性筋萎縮症の方 ●療育手帳A・B判定の方 ●自閉症状群と診断された方 ●戦傷病者および母子父子家庭の父母で福祉医療の受給要件に該当する方 ●精神障害者保健福祉手帳1～3級の方 ●市民または認知症税非課税世帯に属するねたきりまたは認知症の状態、要介護4または5の認定を受けている方 ●自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちで優先される福祉医療に該当されない方 ●精神疾患の治療で入院されている方 	一部あり <ul style="list-style-type: none"> ●母子父子家庭の父母の方は児童扶養手当法施行令による所得制限基準額 ●ねたきり、認知症の状態にある方は市民税非課税世帯 	医療保険の自己負担額	<ul style="list-style-type: none"> ●後期高齢者被保険者証 ●障害者の方は障害者医療と同様 ●母子父子家庭の方は母子・父子家庭医療と同様 	

☎ 保険年金課 ☎(55)7119